

## 2023年4月からの診療報酬上の特例措置について

2023年4月から12月までの間、「オンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置」と「医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置」が実施されます。

### ①オンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置について

オンライン資格確認の薬剤情報・特定検診情報を取得できない場合の、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の点数が4点に引き上げられます。

また、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定要件に「オンライン請求を行っていること」が含まれていますが、オンライン請求を2023年12月31日までに開始する旨の届出を厚生局に行っている保険薬局は、2023年12月31日までの間に限り、この要件を満たすものとみなされます。

### ②医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置について

以下の追加の施設基準を満たす場合、地域支援体制加算の点数に、後発医薬品調剤体制加算1および2を算定している場合は1点、後発医薬品調剤体制加算3を算定している場合は3点加算できます。

- (1)地域支援体制加算に係る届出を行っている保険薬局であること。
- (2)後発医薬品調剤体制加算に係る届出を行っている保険薬局であること。
- (3)地域の保険医療機関・同一グループではない保険薬局に対する在庫状況の共有、医薬品融通などを行っていること。
- (4)(3)に係る取組を実施していることについて当該薬局の見やすい場所に掲示していること。

追加の施設基準を満たした場合の、地域支援体制加算の点数は以下の通りです。

	地域支援体制加算1	地域支援体制加算2	地域支援体制加算3	地域支援体制加算4
後発医薬品調剤体制加算1・2	40点	48点	18点	40点
後発医薬品調剤体制加算3	42点	50点	20点	42点

※特別調剤基本料を算定する薬局は、それぞれの点数の100分の80に相当する点数を算定

参考:[令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置等について（厚生労働省）](#)

2023年3月23日

 株式会社  
ワイケイエス・ファーマテック